



議案第五七号

町議会議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する

条例を廃止する条例について

昭和四十年八月十四日地方自治法第七十四条第一項の規定により、町議会議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例を廃止する条例の請求を受理したので、同条第三項の規定により次のとおり意見を附けて議会に附議する。

昭和四十年八月三十日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年八月拾日 否決

三朝町議会議長

矢田秀雄

町議会議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する
条例を廃止する条例案

町議会議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例（昭和
二十八年三朝町条例第六号）を廃止する。

附 則

この条例は、次の一般選挙から適用する。

地方自治法第七十四条の規定により直接請求のあつた議會議員の

選挙区及び選挙すべき議員の数に関する条例を廃止する条例案提

出についての意見書

公職選挙法第十五条第五項に規定する市町村議會議員の選挙についての選挙区の設定については、その区域の全部を一の区域として選挙を行なうことが原則づけられておるところであるが「特に必要があるとき」の特例規定で選挙区を設けることを条例に委ねているのである。

昭和二十八年十一月合併時、地域の広大等特殊な事情のもとに該条例を制定し、旧村を単位として選挙区を設けそれぞれの定数を定めて運用し、今日に至つておる。

爾来昭和三十六年九月定例会において大選挙区制実施に関する請願、陳情が議会に提出され、議会において慎重な審議の結果不採決に決定され、最近に至つて本年七月臨時会において議員提案によつて該条例を廃止する条例案が提出され、直ちに全議員からなる特別委員会に附託され一カ月に亘つて慎重な審議が行なわれた結果本月十日

否決されるに至つた。従つて、住民の直接の代表機関である議会において慎重な審議の結果によつて決定されておる経緯を尊重し、現時点において直ちに該請求の条例案に賛成することはできない。

然し前述のとおり町議会議員の選挙において選挙区を設けることは特に必要がある場合に限られ、町の全部を一の区域として議員を選出することが法の本旨としておるところであることに鑑み、本町将来の繁栄のため更に慎重(守り切つて)たる審議を望んでやまない。右地方自治法第七十四条第三項の規定によつて意見書を提出する。

昭和四十年八月三十日

三朝町長 坂 出 雅 己

字

鳥取県東伯郡三朝町条例廃止請求書

町議会議員の選挙区及選挙区へ議員の数に関する条例を廃止する
請求の要旨

一、この条例は町村合併という特別の事情があるということで、昭和二十八年に公転選挙法の十五条の五項を適用して、五つの選挙区と選挙区毎の議員の数を定めたものです。しかし、合併以来十二年も過ぎ議員の選挙も一回目を迎えるようとしている今日、この条例によつて、いまだに町内、有権者が自由な意志にもとずいて全所から候補者を選ぶことが出来ないうことは町民の民主的権利を侵すものであり、この条例は、全く実情に合わぬものになつております。

この条例によつて行われる選挙は、実際には、無投票の工作がやりやすい条件を作り出しています。このことは、一部の「ホス」といわれる人達によつて議員が決り有権者は投票によつて自由な意志を町政に反映させることが出来ない事態すらおこります。このようになり方で出来た議員は、町民の案

状をかえりみずい無気力な反動議会をつくり出してゐます。

このように住民の意志の反映が十分でない現行の選挙区では、住民の直接の監視が限られてゐるため、議会の議員は、自分の政策をほつきりつとよりと、議員という特権にあぐらをかき、そこには利権と腐敗の中心身をとおく方向が生まれます。また一方では、自己の当選のために、嘘ごも「これは自分がやった」とか、実際には、住民の意志に逆らう事をやつことも、口先で住民を上手にこまめすとつてやり方で住民からかけはられ、住民支配の道具に議会を落しこむという結果をまねてゐます。

私達は所政を町民に奉仕するものに変わなければなりません。そのためには、何よりも町民の代表としての議会を民主的にすることが一番大切だと思ひます。町民は自分の要求に基づき自由に選挙の中から議員を選ぶ基本的な権利があります。

今町内に「全町一屯の選挙区を實施せよ」という要求がもつてゐます。これは町民の民主的権利として当然の要求です。今こそ町民の意志に反し、民主的権利を犯してゐるこの条例を廢止し、町民の意志を代表し、

民主的町所政を築くための議会を作ら、第一歩にすべし、時と看えます。
以上の理由によつて、条例の廃止を請求します。

二、請求代表者

住所 鳥取県東伯郡三朝町大字助谷八五一番地
職業 建築大工
氏名 宮下 一 次

右地方自治法第七四条第一項の規定により別紙条例案を以て条例の
廃止を請求します。

昭和四十年八月十四日

三朝町長 殿

町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する
条例を廃止する条例案

町議會議員の選挙区及選挙すべき議員の数に関する条例（昭和二十八年
三期所条例第六号）を廃止する。

附 則

この条例は、次の一般選挙から適用する。